

## 研究ノート

## アメリカ刑事判例研究(36)

小早川義則

**United States v. Agurs, 427 U.S. 97 (1976)**  
 ——正当防衛の主張に役立ちうる被害者の犯罪歴の提出を弁護側が要求していなかった場合に検察側がそれらを開示していなかったとしても第5修正のデュー・プロセス条項に違反しない。

Stevens裁判官が法廷意見を言い渡した。

安モーターでの短い幕間 (interlude) の後で被告人は繰り返しJames Sewellを刺し続けて彼を死に至らしめた。彼女は第2級謀殺罪で有罪とされた。本件での問題は、被告人は正当防衛で行動したという主張を裏付けるのに役立っていたであろうSewellに関する前歴情報を検察官が弁護人に提供しなかったのはブレイディ判決 (Brady v. Maryland, 373 U.S. 83) のルールの下で彼女から公正な裁判 (を受ける権利) を奪ったことになるかどうかである。

この問題への回答は、(1) 事実の再吟味、(2) 弁護人が当該資料 (material) の提出を要請しなかったことの意味 (significance)、および (3) 検察側が弁明資料 (exculpatory material) を任意に提出しなかったことをどのような基準によって判断すべきかによる。(at 98-99.)

## 【事実の概要】

I 1971年9月24日午後4時30分ころ、以前に同所に宿泊したことがある被上告人 (X) と Sewell (S) は同ホテルで夫と妻として記帳した。彼らは風呂のない部屋を割り当てられた。Sはボウイナイフ (bowie) をコートの中に携行し、もう1本のナイフを彼のポケットに携帯していた。仲違いをしている彼の妻 (estranged wife) の証言によると、その2時間ほど前に彼は現金360ドルを所持していた。

およそ15分後に3人のホテル従業員が助けを求めるXの叫び声を聞いた。彼らの部屋に無理に押し入ったところ、SがXの身体の上に乗ってボウイナイフを奪い取ろうとして争っていた。彼女はナイフを掴んでいた、彼の血だらけの手がその刃の部分を持っていた、1人の証人によると、彼はその刃の部分を彼女の胸に差し込もうとしていた。ホテル従業員は2人を引き離して警察に通報した。Xは警察官が到着する前に何の説明もせず立ち去った。Sは病院に搬送され到着時に死亡していた。

状況証拠によると、2人は性行為を終えていた、Sはその後に廊下の下にある浴室に入った、そして彼が部屋に戻ると争いが始まった。彼のポケットに入っていた物は化粧ダンス (dresser) の上に乱雑に置かれており、金は見つからなかった、すなわち、陪審は、XがSの金を奪った、そしてSが部屋に戻り彼女 (X) がしていることを目にしたときに2人の争いが始まったと推測したのかもしれない。

Xは翌朝、警察に出頭した。彼女は身体検査を受けたが、彼女の上腕部にある注射痕以外にはいかなる種類の切り傷も打撲傷も認められなかった。Sの検死の結果、彼の胸と腹部にいくつかの深い刺し傷があり、彼の手と足には多く

の切り傷があった、病理学者 (pathologist) によると、それらは防禦傷 (defensive wounds)”だった。

被上告人 (X) は証拠を提出しなかった。彼女の唯一の抗弁 (defense) は、彼女の弁護人によってなされたもので、Sewell (S) が最初にナイフで彼女を襲った、そして彼女の行動はすべて彼女自身の生命を救うためであったという。この正当防衛の主張に対する裏付けは、彼女は助けを求めて金切り声をあげたという事実に基づいていた。救援が到着したときSは彼女 (X) の身体の上に乗っていた、そして彼が2本のナイフを所持していたことは彼が暴力傾向のある人物であることを示していた。Sがホテルでの記帳時にボウナイフを携帯していたという事実と争いはなかった。陪審が陪審員長を選び評決を下すまでおよそ25分かかった。

3か月後に被告側弁護人は、次のような事実、すなわち、(1) Sにはその暴力的性格をさらに示す犯罪歴 (prior criminal record) があった、(2) 検察官はこの情報を弁護人に開示していなかった、そして (3) 最近のコロンビア地区合衆国控訴裁判所の意見によれば、たとえ被告人に知られていなかったとしてもそのような証拠は許容されるであろうことを明らかにしているという事実を知ったと主張し、新公判を申し立てた。Sの以前の犯罪歴には、1963年に暴行および凶器所持の起訴 (charge) に対する有罪の答弁、および1971年に凶器所持の起訴に対する有罪の答弁が含まれていた。両事件の武器はいずれもナイフであったのは明らかであった。

政府 (検察側) はこの申立てに反対して、相当な要請のない場合にSの以前の記録を弁護側に提供する義務はない、この記録は公判前に容易に発見できた、それ故、新公判を正当化する“新たに発見された (newly discovered)”証拠とはいえない、そしていずれにせよ、それは重要 (material) ではなかったと主張した。

地方裁判所はこの申立てを却下した。地裁は、そのようにすることを要請されていない限り重要な証拠を開示する義務はないとの検察側の主張を退けたが、当該証拠は許容できるとしても、

それは十分に重要ではなかったと判示した。地裁は、矛盾のない証拠とりわけ彼は2本のナイフを所持していたという事実から明らかになったとはいえないSの性格に以前の有罪判決は光を当てるものではないとの意見を表明した、同裁判所は、正当防衛の主張とXは無傷であるのにSは何度も刺されていたという事実との矛盾を強調したのである。

控訴裁判所はこれを破棄した。同裁判所は本事件では弁護側には注意義務の欠如 (lack of diligence) がなく検察官による違法行為 (misconduct) もなかったと認めた。同裁判所は、しかし、当該証拠は重要であるのでそれを開示しなかったことによって新公判が必要となると判示した、当該証拠が受け入れられていたとすれば陪審は異なった評決を下していたかもしれないというのである。

これに対し、合衆国最高裁は、控訴裁判所の判決は当裁判所の従前の判示から大きく逸脱 (significant departure) している、控訴審は憲法上のデュー・プロセスの要求を不正確に解釈していることを理由に原判決を7対2で破棄した。なお、スティヴンズ裁判官の言い渡した法廷意見にはバーガ首席裁判官、Stewart, White, Blackmun, Powell, レンキスト各裁判官が同調している。

## 【法廷意見】 原判決破棄。

II プレイディ判決のルールは3つの異なった状況に適用される。いずれの状況も、検察側に知られていたが弁護側には知られていなかった情報の公判後の開示にかかわりがある。

Mooney v. Holohan, 294 U.S. 103によって代表される (typified) 第1の状況において、開示されなかった証拠は検察側の主張 (prosecutions' case) には虚偽の証言 (perjured testimony) が含まれており、そして検察側はその偽証 (perjury) を知っていたか知っていて当然であった (should have known) ことを示している 7)。その後の一連の判例において当裁判所は一貫して、虚偽の証言であることを知りつつそれを利用して獲得された有罪判決は基本的に不正で

あるのでこのような虚偽証言 (false testimony) が陪審の判断に影響を及ぼした合理的可能性 (any reasonable likelihood) があれば、その有罪判決は破棄されなければならないと判示してきた。控訴裁判所が主として依拠したのはこのような一連の判例である。これらの判例において当裁判所は、重要性について厳格な基準を適用してきた、これら判例が重要なのは、検察側の違法行為 (misconduct) にかかわりがあることによるのではなくそれらが公判手続きの真実追求機能の腐蝕 (a corruption of the truth-seeking function) にかかわりがあるからである。本件には違法行為が含まれていないし検察側証人のいずれについてもその正直さ (veracity) を疑う理由はないので、Mooney判決後の一連の判例で従われてきた重要性 (materiality) のテストは必ずしも本件に適用されない。

n.7) Mooney判決において、申立人の有罪判決は“有罪判決を獲得するために検察当局によってそれと知りつつ (knowingly) 用いられた”虚偽の証言に基づいている、そしてこれら当局は彼に不利になされた証言を弾劾し反駁していたであろう証拠を故意に (deliberately) 隠蔽 (suppressed) したと主張されていた。294 U.S., at 110.

そのような主張は、もし本当であれば、申立人の有罪判決に関する副次的攻撃 (collateral attack) を正当化するそのような基本的な不正 (fundamental unfairness) を証明することになると当裁判所は判示した。

“偽証であることが知られている証言の提示によって裁判所および陪審を故意に欺くことにより被告人から自由を奪う手段として本当に公判ではあるが見せかけにすぎない公判を通じて州が有罪判決を獲得したというのであれば、単に告知と聴聞によるだけで満足されたことにならないという要件がそれである。有罪判決を獲得し被告人を投獄するための州 (検察側) によるこのような策略は、脅迫によって同様の結果を獲得するのと同様、正義の基本的要求と合致しない。” (“It is a requirement that cannot be

deemed to be satisfied by mere notice and hearing if a State has contrived a conviction through the pretense of a trial which in truth is but used as a means of depriving a defendant of liberty through a deliberate deception of court and jury by the presentation of testimony known to be perjured. Such a contrivance by a State to procure the conviction and imprisonment of a defendant is as inconsistent with the rudimentary demands of justice as is the obtaining of a like result by intimidation.” Id., at 112.

ブレイディ判決自体によって例示されている第2の状況は、特定の証拠を公判前に要請していたことがその特色である。同事件において被告側弁護人は、Boblitという名のBradyの共犯者によってなされた公判外供述の開示を要請していた。当裁判所は当該供述は要請されていた、かつそれは“重要 (material)”であったことをとくに指摘して、Boblitの供述の1つを隠した (suppressed) のはBradyからデュー・プロセスを奪ったことになると判示した (10)。ブレイディ判決の判示を公正に分析すると、重要性の要件の中に黙示されているのは隠蔽された証拠 (suppressed evidence) が公判の結果に影響したかもしれないという懸念 (concern) であることが分かる。

n.10) “われわれはいま、被告人の要求にかかる被告人に有利な証拠の検察側による隠蔽 (suppression) は、その証拠が有罪または量刑に重要である場合、検察側の善意または悪意にかかわらずデュー・プロセスに違反すると判示する。” 373 U.S., at 87. Mooney判決において当裁判所は検察官の悪意による違法行為に主たる関心を有していたけれども、ブレイディ判決において当裁判所は証拠の不開示から生じる被告人への害 (harm) に焦点を合わせたのである。

ブレイディは第1級謀殺罪で有罪とされた。陪審はその評決に“死刑なしの刑罰 (量刑)”という文言を付加しなかったので彼は死刑を言い渡された。彼の公判でブレイディは故意の殺

人にかかわったことを否定しなかったが、実際に故人（被害者）を絞殺したのは彼ではなく、彼の共犯者Boblitであったと証言した。このような出来事の叙述（version）はBoblitによってなされたいくつかの自白の1つによって裏付けられていたが、明らかに相当な要請があったにもかかわらずブレイディの弁護人にはそのことは示されていなかった。

彼の有罪判決および量刑が上訴審で維持された後でブレイディは、同判決をそして後に有罪判決後の手続きを無効とする申立てをした、その中で彼は、州（検察側）はBoblitの自白を隠蔽することによって彼の憲法上の権利を侵害したと主張した。公判裁判官は、Boblitの自白はブレイディの公判で許容されなかったであろうと考えたことを主たる理由に救済を否定した。メリーランド州最高裁はこれに同意しなかった、そして同最高裁は刑罰（量刑）の争点に関し新公判を命じた。重要証拠の隠匿（withholding）は、たとえ“策略（guile）”によるものではないにしても、デュー・プロセスの否定であり、そして当該自白がブレイディの防禦において許容されうるのであるとする有効な考え（valid theories）があると判示した。

当裁判所は、公正な裁判を受ける彼の憲法上の権利の侵害によって全ての手続きが失効（vitiated）したとのブレイディの主張を検討するために上告受理の申立てを容れた。弁明証拠の隠蔽はブレイディのデュー・プロセスの権利を侵害したとの判示は、有罪または無罪の問題に関してではなく量刑の問題に関して彼は新公判を受けるべきであるとする別個の判示と同じく、維持された。当裁判所は、メリーランド州最高裁の意見を当該自白はその争点に関して許容できないと判断したものと解釈した。そのような理由で、当該自白は有罪・無罪の問題に関する結果に影響することはなかったかもしれないがブレイディの量刑に影響することはありうるとされた。それは後者（量刑）の問題に関して重要であったが前者（有罪・無罪）の問題に関して重要でなかった。そしてそれは有罪の争点に関し重要でなかったので全ての手続きがデ

ュー・プロセスの保障を欠いていたことにはならなかったのである。

具体的な情報が弁護側によって要請されていたブレイディ判決のような事案における重要性のテストは、そのような要請がなされていなかった事案におけるそれと必ずしも同一ではない。現に、当裁判所は、要請がなされていなかったとき弁明情報を被告側弁護人に提供する義務が検察官にあるかを未だ判断していない。この問題に言及する前に要請の機能に関し簡単なコメントをするのが相当である。

ブレイディ判決において要請は具体的（specific）だった。それは弁護側が希望していることを検察官に正確に告知していた。もちろん、検察官によって知られているすべてのことを無制限に被告側弁護人に開示する義務はないけれども、そのような要請の主題が重要であるのであれば、あるいは実際に重要性を主張する実質的な根拠が存在するのであれば、情報を提供することによりあるいは問題を公判裁判官に提起することにより、それに対応することを検察官に要求するのは合理的である。検察官が具体的かつ関連性ある要請を受けるとき、何らの対応をしないのは稀であり、稀にあるとしても（if ever）それは許されう（excusable）。

多くの事案において、しかし、検察官の所持する被告人に有利な弁明情報は被告側弁護人に知られていないかもしれない。そのような状況において彼は要請することが全くできない、あるいは“すべてのブレイディ判決関連資料”または“何らかの弁明証拠（"anything exculpatory"）の提出を要請できるにすぎない。このような要請は現実には検察官に要請なし（such a request really gives the prosecutor no better notice than if no request is made）を告げるのと同じである、この種の一般的要求に対応する義務があるのであれば、それは検察官の手中にある若干の証拠の明らかな弁明的性格に由来するものでなければならぬ。しかし、もし当該証拠が無罪の主張を明らかに裏付けているものであるのであれば、その義務は要請がなされていないときで

あっても同様に生じることになる。検察官の義務の正確な定義が望ましいかどうか、被告人にもたらしうる害に焦点を当てるかどうかにかかわらず、われわれは、弁明的事柄に対し単に一般的な要請があった事案とわれわれがいま本件で判断しなければならない全く要請がなかった事案との間に重要な相違はないと結論する。ブレイディ判決のルールが間違いなく (arguably) 適用できる第3の状況は、本件によって例示 (typified) されている、それ故、それは“ブレイディ判決関連資料 (Brady material)” が単に一般的に要請されたにすぎない事案を包含 (embrace) するのである。

われわれは今、検察官には弁明的事柄を弁護側に進んで提供する (volunteer) 憲法上の義務があるかを検討する。そしてもしそうであれば、そのような義務に対しどのような重要性の基準が生ずるかを検討する。

Ⅲ われわれは、連邦刑事訴訟規則によって認められた証拠開示の範囲、又は被告人の証拠開示の権利を拡大する同規則の修正 (amending) の賢明さ (wisdom) を検討しない。われわれは、合衆国憲法第5修正のデュー・プロセス条項によって命じられた公正な裁判を受ける被告人の権利を取り扱っている。われわれの同条項の解釈は州裁判所での公判に適用できる第14修正での類似の条項 (comparable clause) にも同様に適用される。

問題は2つの主要な文脈において生じる。第1、公判の進行において、そして公判の継続中においても多分同様に、検察官は、もしあるのであれば (if anything)、被告側弁護人に何を自ら進んで提出すべきかを判断しなければならない。第2、公判後に裁判官は、不開示によって被告人から彼のデュー・プロセスの権利を奪ったかを判断することが求められうる。論理的には同一の基準が両者に適用されなければならない。その不作為 (omission) が被告人から公正な裁判を奪うのでない限り、評決が無効とされる (set aside) ことを要求する憲法違反はない、そして憲法違反がなければ、証拠を開示する検察

官の憲法上の義務違反はない。

それにもかかわらず、公判前の検察官の判断と公判後の裁判官の判断との間には重要な実際上の相違がある。われわれは不正確な基準を不可避免的に扱っている、そして証拠の1つの品目の重要性は全記録が完成するまで正確に予想されるのは稀でありうる、慎重な検察官は疑わしい問題を証拠開示に有利に (in favor) 解決することになる。しかし、決定的な問題点を繰り返すと、検察官は、彼の不作為が被告人の公正な裁判を受ける権利の否定となるほど十分に重要なものでない限り、彼の憲法上の開示義務に違反していないことになろう。

控訴裁判所は検察官には陪審の評決に影響を及ぼしうる何らかの情報についてそれを開示する義務があると考えていたように思われる。このような憲法上の重要性の基準のアプローチはブレイディ判決において当裁判所が明示に退けた“裁判のスポーツ理論”に近い。陪審の事件についての評価 (appraisal) は有罪の問題に関し正当な疑いをもたらす証拠によってと同様に不相当またはごく僅かな考慮によっても影響されうる (might) からである。もし陪審に影響するであろうすべてが開示されなければならないのであれば、検察官が彼の憲法上の義務を果たしうる唯一の方法は日常の実務の事柄として彼のファイルの完全な開示が認められるべきことになろう。

そのような広汎な証拠開示を認める手続的ルールが望ましいか否かにかかわらず、確かに憲法はそれほど多くのこと (that much) を要求していない。そして当裁判所は最近“ある事件に関する警察の捜査情報のすべて (all police investigatory work) を完全かつ詳細に弁護側に提供する憲法上の要求”は検察側にはないと指摘した。Moore v. Illinois, 408 U.S. 786, 795. 開示されなかった情報の1品目が弁護に役立っていたかもしれない、あるいは公判の結果に影響していたかもしれないという単なる可能性だけで憲法上の意味での“重要性 (materiality)”を証明したことにはならないというのである。

さらにわれわれは、憲法上の義務が検察官の

道義的責任 (moral culpability) または故意 (willfulness) によって判断できるとは考えない (17)。高度に無罪の証明力のある証拠が彼のファイルにあるのであれば、たとえ彼が実際にそれを看過していたとしても、彼はその重要性を認識すべきであったと推定されるべきであろう、しかし逆に、もし証拠が現に証明力が全くないのであれば、間拔けた検察官が弁護側に重要であろう事実を隠蔽していると間違えて考えたということだけで新公判を必要としても何の目的も達せられないであろう。もし証拠の隠蔽が憲法上の誤りをもたらすのであれば、それは検察官の性格によるのではなく証拠の性格によるのである。

n.17) ブレイディ判決において当裁判所は、メリーランド州最高裁と同じく、検察官の善意または悪意を支配的とする考えを明示に退けた。“われわれはいま、要請にかかる被告人に有利な証拠の検察官による隠匿 (suppression) はその証拠が有罪または刑罰に重要である場合、検察側の善意または悪意にかかわらず、デュー・プロセスに違反すると判示する。” *Mooney v. Holohan* の原理は検察官の不法行為に対する社会の処罰でなく被告人への不公正な公判の回避である。373 U.S., at 87. もし検察官の行為の性質がブレイディ判決のような事案で支配的でないというのであれば、検察官が情報への具体的要請を受けていなかったとき、それは支配的とすべきでないことになる。

地方裁判所が本件で認めたように、防御にとってそれほど重要な価値のあることが明白であるため、たとえ具体的要請がないとしても、基本的な公正さ (elementary fairness) がその開示を必要とする状況がある。検察官 (the attorney for the sovereign) は真剣かつ断固として被告人を起訴しなければならないけれども、彼は常に彼の依頼人の“正義はなされる”という最も重要な利益に忠実でなければならない。彼は法のしもべ (servant of the law) であり、その2つの目的は“有罪者は逃がしてはならない、無実の

者は罰せられてはならないということである。” *Berger v. United States*, 295 U.S. 78, 88. 検察官の義務に関するこのような記述は弁明証拠を開示する彼の義務を支配する重要性の基準を明らかにしている。

一方において、そのような証拠が検察官に利用可能であったにもかかわらず弁護側に提示されなかったという事実は、公判後に中立の源 (neutral source) からそれが発見されたにすぎない場合とは異なった類型にそれを位置付けることになる。そのような理由で被告人は、新しく発見された証拠は無罪放免に多分結びつくであろうことを立証する重い責任を果たさなくてもよいことになろう。もし新しく発見された証拠を根拠とした新公判に対する通常の申立てに適用される基準が、当該証拠を検察が所持している場合と中立の源で発見された場合とで同一であるというのであれば、正義 (裁判) の大義 (the cause of justice) を果たす検察官の義務に特段の意義がなくなることになろう。

他方において、われわれは検察官には日常的にその全記録を被告側弁護人に提供する憲法上の義務があるという主張を退けたので、われわれはすべての不開示を誤りであるかのように一貫してそれを取り扱うことはできない。そのことから必然的に、不開示を慣例的な無害の誤り (harmless-error) の基準の下で無害として特徴付けることのできないすべての場合に裁判官は新公判を命ずべきではないことになる。誤りが記録上存在するとき、そのような基準の下で再吟味する裁判官は、彼の“その誤りは陪審に影響しなかったかごく僅かの効果しかなかったことを確信する”場合を除き、評決および量刑を取り消さなければならない。 *Kotteakos v. United States*, 328 U.S. 750, 764. あらゆる不開示が自動的に誤りとみなされない限り、憲法上の重要性の基準は被告人側により高度の (立証) 責任を課すものでなければならない。

重要性の相当な判断基準は、有罪の事実認定の正義 (Justice of the finding guilt) とともにわれわれの最も重要な関心事 (overriding concern) を反映していなければならない。そのような認

定が許されるのは合理的な疑いを越えて有罪を確証する証拠による裏付けがある場合に限られる。それは当然、もし省かれた (omitted) 証拠によって、それがなければ存在しなかったであろう合理的疑いが生じるのであれば、憲法上の誤りが犯されたことになる。このことは、不作為 (omission) は全記録の文脈下に評価されなければならないことを意味する 21)。付加的証拠が考慮されたか否かにかかわらず、合理的疑いがなければ新公判を要求する正当化理由はない。他方、もし評決の有効性にすでに疑問があれば、付加された証拠の重要性が比較的小さいものであっても合理的な疑いを十分に生じうることになる。

n.21) “例えば、もし犯罪への目撃証人が2人だけでそのうちの1人が検察官に被告人は明らかに犯人でなかったと語っていた、そしてこの供述が弁護側に明らかにされていなかったのであれば、もう1人の証人の証言に依拠する有罪判決を破棄することに裁判所はためらうことはないであろう。しかし、もし50人の目撃証人がいてそのうちの49人は被告人を犯人であると識別 (identified) しており、残りの1人の証人だけが犯行時の霧のかかった夜にとりわけ必要とされた眼鏡なしに犯人は被告人に何かしら似ていると話したがそれはごく短時間見たにすぎなかったので確信はないと語っていたことを検察官が明らかにするのを怠っていたのであれば、その結果は全く違ったものになっていたであろう。

この重要性の基準は種々の言葉で述べられているけれども、現実の事案において適用されてきたのは明らかである、それはまた本件において公判裁判官が適用した基準でもある。彼は公判の全ての文脈下において Sewell (S) の従前の犯罪録の意義を評価した。とりわけ S は無数の傷を負った攻撃者であったのに対し X は無傷の状態であったという主張の不調和 (incongruity) を強調して、公判裁判官は、X が有罪であるという彼の無条件の意見を示した。彼は、

S の以前の記録は検察官によって提出されたいかなる証拠とも矛盾していなかった、そして S がホテルで記帳したときボウイナイフを携行しポケットに2つ目のナイフを所持していたという証拠と大部分が重なっていたと指摘した。

逮捕記録は要請されなかったし、偽証の推定を生じるものでもなかったことは明らかであったので、公判裁判官は、全記録の文脈下でそれを検討した後で被告人 (X) の有罪には合理的疑いが無いことを確信したのである、そしてわれわれは、記録に関する彼の直接の評価は徹底的かつ完全に合理的であることを確信するので、X の記録を弁護側に提出しなかった検察官の行為は第5修正のデュー・プロセス条項によって保障された公正な裁判を X から奪っていないと判示する。

#### 【マーシャル裁判官の反対意見】(ブレナン裁判官同調)

当裁判所は本日、被告人に有利な弁明証拠を弁護側に提供する検察官の憲法上の義務は弁護側がそのような証拠の提出を要請する事案に限定されないと判示する。しかし、弁明証拠を進んで提出する義務の存在を一たん是認するや当裁判所は、その義務によって包含される (embraced) “重要な (material)” 証拠のカテゴリーを限定的に定義するためその有意義な内容のすべてをそれから奪っているのである。(at 114.)

われわれの面前にあるそのような事案でのわれわれの最大の関心事 (overriding concern) は公正な裁判を受ける被告人の権利である。刑事裁判で最も基本的な公正さの要素の1つは無実を立証するのに利用できる証拠は、有罪を立証するのに役立つ証拠と同様、すべてを陪審の面前に明らかに (aired) することである、すなわち、より具体的に言えば、被告人を有罪とする熱意の余り州 (state) は容疑を晴らす (exonerate) 証拠を隠蔽 (suppress) してはならないのである。Moore v. Illinois, 408 U.S. 786, 810 (1972) (マーシャル裁判官の意見) を見よ。このような基本的公正さの観念は、検察官にとっても容

認できない矛盾 (any irreconcilable conflict) を生じるものでない、当裁判所が本日われわれに思い出させてくれているように検察官は“常に‘正義はなされる’”という依頼人の最も重要な利益に忠実でなければならない”からである。

むろん、私は、情報の1品目が弁護側にとって弁明的価値があることが公判に先立って検察官にしばしば明らかでないことは認める。そして弁明情報を開示する義務は疑いもなく公判中続いているが、情報を開示する義務の重要性が公判の進展に伴い次第に明らかとなるため、良心的な検察官であっても情報の若干の品目の重要性を評価しないことがある。これらの考慮が、判決の終局性への一般の利益と同様に、検察官が弁護側に価値ある若干の証拠を開示しなかったすべての事案において新公判を許可することの妨げとなるという当裁判所の判示には同意する。しかし、このような考慮は、ごく少数の事案を除き、すべての事案に当裁判所が適用しようとする厳格なルールを要求するものではないことは確かである。

本日の判断 (ruling) の下で、検察官が故意に偽証を利用しなかったとしても、弁護側が情報の1品目 (の開示) をとくに要請しなかったとしても、被告人が新公判を求める権利を有するのは、差し控えられた証拠が裁判官の胸中に有罪に関し合理的疑いを生じたときに限られる。あらゆる点で、このようなルールは、無実を示すのに役立つ証拠が陪審に注目されることを確保するという重要な利益と完全に矛盾する。実際、このルールは、弁護側に有利な証拠を看過する当然の傾向を強化し、そして証拠開示の注意深い検討を隠蔽の方向 (in favor of concealment) に向けて検察官が解決する動機付けを提供する。

より基本的には、当裁判所のこのルールは刑事事件における事実判断者としての陪審の機能を侵害する (usurps)。当裁判所のルールは検察側によって差し控えられた証拠に関する事実の判断者が裁判官であることを明確に示している。被告人の運命は、当該証拠が裁判官の胸中に有罪に関する合理的な疑いを生じない限り、

その証拠が合理的な人であればその意味 (import) に関して同意できないかどうかにかかわらず、事件がどれほど伯仲 (close) しているにかかわらず、封印されるのである。(at 116-117.)

本件には、検察官の故意による不法行為が含まれていない。故意の不法行為にかかわる事案において別途のルールが適用されるのが相当であるかどうかは別にして、私は、本件での被告人には有能な弁護人によって明らかにされた証拠を隠蔽していなければ陪審の胸中に十分に有罪判決を回避する合理的な疑いを生じたであろう十分な機会があることを示す責任があると判示したい。これは本質的に控訴裁判所によって採用された基準である、そして私はこの判断を維持したい。(at 121-122.)

## 【研究】

1 本判決は、安ホテルの宿帳に夫婦として記載して同宿した男女の叫び声を聞きつけたホテル従業員が駆け付けたところ2人はナイフを奪い合っていたので2人を引き離し警察に通報し間もなく男性の方が刺し傷が原因で病院で死亡したためその翌日に警察に出頭した女性が第2級謀殺罪で有罪とされた。ところが、その3か月後に、被害者男性には過去に数度の暴行等での犯罪歴があったことを知った弁護人がこのような事実を検察側が事前に開示しなかったのは1963年のブレイディ判決違反と主張したところ、控訴裁判所が地裁とは異なり検察側には違法行為は認められないとしたうえで当該証拠は重要であるのでそれを開示しておれば陪審の結論は違っていたかもしれないとした事案につき、第5修正のデュー・プロセス条項に違反しないとしたものである。

本件を正確に把握するにはまずブレイディ判決<sup>1)</sup>に触れる必要があるので、本件の経緯とともにその意味内容を確認しておく。

2 ブレイディ判決は、Boblit (Y) と共謀して被害者 (A) を刺殺したとして州段階で死刑が確定したBrady (X) の弁護人がAを刺殺し

たのはXではなくYである旨を記載したYの警察官調書のあることを知らなかったとして有罪確定後の救済を求めたところ「当の供述調書にはYの署名がないことを理由に退けた地裁判断を州最高裁が検察側による当該証拠の隠匿(suppression)はデュー・プロセス違反」と断じた事案につき、「要求されていた被告人に有利な証拠の検察側による隠蔽は、当該証拠が被告人の罪責または科刑にとって重要である場合には、検察側の善意または悪意にかかわらずデュー・プロセスに違反する」と判示したものである。

ただ、同判決においてBradyに有利な唯一の証拠は被害者を絞殺した旨のYの警察官への自白であったにもかかわらず、肝心のY供述の内容が必ずしも分明でなかった。Yは警察官に対しXがAを絞殺したと述べた直後にその供述を翻しXではなくYがAの首にシャツの袖を巻き付けてAを絞殺したことを認めたが、それはXの提案に従ったもので自分(Y)はAを射殺したかったと述べるなどしたため事実関係が必ずしも分明でなかったのである。しかし、被告人に有利な第5修正にかかわる共犯者の公判外供述の開示が本件事実の下でデュー・プロセス違反と断定されたことは重要である。

3 ところで、合衆国最高裁は1971年のチェンバーズ判決<sup>2)</sup>において、警察官射殺犯人として起訴された被告人が真犯人である旨自白したとされる第三者の証人喚問を求めたところ、同人が以前の自白の真実性を全く思いがけず否定したにもかかわらずコモン・ロー以来のいわゆる敵対的証人に該当するとして彼を尋問することが認められなかったばかりか真犯人である旨の自白をその第三者から聞知したとされる複数の知人についても州法上のいわゆる“利益に反する供述”の伝聞例外に該当しないとして認められなかった事案につき、第14修正のデュー・プロセスに違反して公正な裁判を受ける権利が否定されたとした。事実関係はやや異なるが、コモン・ロー上の“利益に反する供述(statements against interest)”<sup>3)</sup>の伝聞例外の適

用が問題とされた点においてブレイディ判決と異なるところはない。

なお、合衆国最高裁は1967年のワシントン判決<sup>4)</sup>において共犯者とともに謀殺罪で起訴された被告人ワシントンがすでに有罪が確定し刑務所に収容中のその共犯者の証言を求めたところ他の共犯者を自己に有利な証人とすることを禁止するテキサス州法の規定により退けられた事案につき、第5修正の強制的手続きにより自己に有利な証人を求める権利は第14修正を介して州にも適用されるとしたうえで州法の当該規定はこの第6修正の規定に違反するとしたのを皮切りに強制的証人喚問請求権に関する判例が相次いでいるためわが国でも大いに注目されている<sup>5)</sup>。ただ、ワシントン判決で州法上の伝聞例外と合衆国憲法第6修正の強制的証人喚問権とのかわりが直接問題となりうることが明示されたため、それまで問題とならなかったコモン・ローに由来する州法上の各種規定の合憲性が争われることになったことは押さえておきたい。

4 このように見てくると本判決の意義は明らかと思われる。証拠開示をめぐるアメリカ判例法の動向は別途検討することとし、さしあたり若干の視点を指摘するにとどめる。

第1、本判決の最大の意義は、被告人の正当防衛の主張に役立っていたであろう弁明供述(exculpatory evidence)を検察側が開示しなかったのは従前の判例に照らしてデュー・プロセスに違反しないとしたうえで、被告人に有利な証拠の検察側による隠蔽は、その証拠が被告人の有罪または量刑に重要である場合には検察官の善意・悪意にかかわらず、デュー・プロセスに違反するとしてあらためてブレイディ判決を確認したことにある。

第2、さらに本判決が、ブレイディ判決は以下の3つの異なった状況、すなわち(1)開示されなかった証拠には虚偽の証言が含まれており、かつ検察側はそのことを知っていたか知っていて当然と思われる状況、(2)ブレイディ判決の明示する共犯者の公判外供述など重要な証

拠の隠蔽にかかわる状況、そして（3）弁明証拠への一般的要請があった事案と全く要請がなかった事案とに相違はないとしたうえで本件状況に適用されることを明示したことは重要である。

第3、本判決は、ブレイディ判決は以上の3つの状況に適用されることを明示したうえで重要性の基準について次のように判示する。すなわち、多少とも陪審の判断に影響するものであればすべて開示するような広汎な証拠開示を検察官に課するのが望ましいかは別としつつ、公判の

結論に影響していたかもしれない単なる蓋然性だけで憲法上の重要性を立証したことにはならない、“警察の捜査資料すべてを完全かつ詳細に弁護側に提供する検察側の義務はない”と判示したのである。

そして最後に、いずれにせよ本判決以降のブレイディ判決関連の主要判例<sup>6)</sup>を紹介することにより証拠開示をめぐるアメリカ法の全体像を明らかにすることが今後の課題として残されている。

- 
- 1) *Brady v. Maryland*, 373 U.S. 83 (1963). 本判決につき、詳しくは、小早川義則「アメリカ刑事判例研究（30）」名城ロースクール・レビュー第28号75頁以下。
  - 2) *Chambers v. Mississippi*, 410 U.S. 284 (1971). 本件につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究（19）」名城ロースクール・レビュー第24号（2012）、同『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅱ——証人対面権、強制的証人喚問権』（成文堂、2012年）291頁以下。
  - 3) “利益に反する供述”と伝聞例外とのかかわりについて詳しくは、小早川義則『共犯者の自白』（成文堂、1990）107頁以下。
  - 4) *Washington v. Texas*, 388 U.S. 14 (1967). 詳しくは、小早川義則・前掲注2）287頁以下。
  - 5) 例えば、光藤景岐『刑事証拠法の新展開』（成文堂、2001年）126頁以下。
  - 6) *United States v. Bagley*, 473 U.S. 667 (1985); *Kyles v. Whitley*, 514 U.S. 419 (1995); *Strickler v. Greene*, 119 S.Ct. 1936 (1999).

（2014年8月15日稿）